

○小田原市監査委員条例（昭和39年4月1日条例第3号）

（趣旨）

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第195条第2項、第200条第2項及び第202条の規定に基づき監査委員の定数及び事務局の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（監査委員の定数）

**第2条** 本市の監査委員の定数は、3人とする。

（事務局の設置）

**第3条** 監査委員の事務を処理するため小田原市監査事務局を設置する。

2 前項の事務局の職員の定数は、小田原市職員定数条例（昭和24年小田原市条例第100号）の定めるところによる。

（監査の公表）

**第4条** 監査委員が監査の結果を公表する場合は、小田原市条例の公布等に関する条例（昭和56年小田原市条例第1号）第2条第2項の規定を準用する。

（委任）

**第5条** この条例に定めるもののほか、監査委員の職務執行に関し必要な事項は、監査委員が合議して定める。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 小田原市監査委員条例（昭和25年小田原市条例第121号）は、廃止する。

附 則（昭和39年9月25日条例第65号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年3月30日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。